

笠間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月21日

笠間市監査委員 岸 倫男

笠間市監査委員 豊田 勝美

笠間市監査委員 藤枝 浩

## 財政援助団体等監査報告書

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の対象

##### 補助金交付団体

対象団体	補助金の名称	平成28年度 補助金交付額	所管課
一般財団法人 笠間市農業公社	笠間市農業公社運営補助金	8,223,000円	農政課

##### 公の施設指定管理者

対象団体	公の施設	平成28年度 指定管理料	所管課
笠間工芸の丘 株式会社	笠間工芸の丘	9,500,000円	商工観光課

#### 2 監査の範囲

- (1) 平成28年度に市が交付した補助金に係る出納その他の事務
- (2) 公の施設の指定管理に関する事務全般
- (3) 平成28年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

#### 3 監査の期間

平成29年11月28日（火）から平成30年2月20日（火）

#### 4 監査の方法

補助金交付団体においては、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金はその目的及び条件に従って適正に処理されているかを監査した。

事前に、補助金の出納及び関係事務の執行についての監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき、補助金交付団体及び所管課から説明を受け質疑応答の方法で行った。

公の施設指定管理者においても、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者の選定、指定及び協定の締結等が適正に行われているか、また指定管理者の管理運営業務が協定書、仕様書及び事業計画書等に沿って実施されているか、また経理内容が適正妥当であるかを監査した。

事前に提出された資料に基づき、指定管理者及び所管課から説明を受け質疑応答の方法で行った。

## 第2 監査の結果・意見

### 《補助金交付団体》

- 1 団体名：一般財団法人笠間市農業公社  
所管部課：産業経済部 農政課

#### (1) 団体の概要

##### ア 目的

笠間市における農地の高度利用化、担い手の確保・育成、地域の特性を活かした農産品の高付加価値化、グリーンツーリズムを推進し、その他必要な事業を行い、農業振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

##### イ 事業概要

- ・農地の集積に関する事業
- ・農用地の保全・管理に関する事業
- ・耕作放棄地対策に関する事業
- ・担い手の確保・育成に関する事業
- ・地域営農体制整備の推進に関する事業
- ・農業に関する職業の紹介・あっ旋に関する事業
- ・農業情報の収集・分析・提供に関する事業
- ・農業機械及び施設の共同利用に関する事業
- ・農作業受委託の推進に関する事業
- ・地域資源活用による農産物等のブランド化に関する事業
- ・地域特産物の生産・研究・開発・販売に関する事業
- ・都市と農村の交流促進に関する事業
- ・市民農園等農村体験施設の管理運営に関する事業
- ・物品の販売、飲食物の調理・提供に関する事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 組織（平成29年3月31日現在）

役員：理事8人（定数3人以上8人以内）

評議員5人（定数3人以上8人以内）

監事2人（定数2人以内）

事務局：職員22人

〔うち理事1人、嘱託職員3人、臨時職員14人〕

エ 決算状況

経常収益計 79,899,599円

経常費用計 75,316,692円

当期経常増減額 4,582,907円

(2) 監査結果

笠間市農業公社運営補助金（8,223,000円）

この補助金は、農業の生産振興と農村の活性化を推進するとともに、農業経営体の育成と農業構造の改善に資するために、その中核的な役割を担う農業公社の事業を支援することを目的としている。

監査の結果、当該補助金に係る出納その他の事務においては、補助金の目的及び条件に従って適正に執行されているものと認められた。

(3) 今後の方向

一般財団法人農業公社においては、引き続き、関係機関や団体と連携し、多くの農業者の安定的な経営の実現に資する事業を展開されるよう期待する。

特に、日本一の栗をはじめとした笠間市の農産物や農産加工品の販売拡大については、積極的に進められたい。

市においても、農業の振興と発展を図るため、引き続き農業公社への支援・助言・指導等を実施されたい。

## 《公の施設指定管理者》

### 1 団体名：笠間工芸の丘株式会社

所管部課：産業経済部 商工観光課

#### (1) 施設の概要

ア 名称 笠間工芸の丘

イ 位置 笠間市笠間 2 3 8 8 - 1

ウ 施設の概要等

センタープラザ、創作研修館、ふれあい工房、焼成・釉薬室、匠の館 1、匠の館 2、登り窯、駐車場

#### (2) 指定管理の内容

ア 指定期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 8 年 3 月 3 1 日まで  
(10 年間)

イ 指定管理料 9, 5 0 0, 0 0 0 円 (平成 2 8 年度)

#### (3) 指定管理者の概要

笠間工芸の丘株式会社は、平成 9 年に市民団体等の出資による第 3 セクター方式の株式会社として設立され、その後平成 1 8 年からは指定管理者として笠間焼を中心とする地場産業の振興と笠間観光の振興を目的に笠間工芸の丘等の施設の運営及び管理をしている。

#### (4) 決算状況

収益 2 9 2, 1 3 3, 5 1 9 円

費用 2 8 9, 8 0 3, 3 9 6 円

経常利益 2, 3 3 0, 1 2 3 円

#### (5) 監査結果

所管課が行った指定管理者の選定、指定及び協定の締結等の事務については、条例、規則及び指定管理者制度導入方針に沿った内容で適正に処理されていることを確認した。

笠間工芸の丘については、商工観光課長ほか担当職員から事業概況の説

明を受け、さらに現地において笠間工芸の丘株式会社の担当営業部長等から平成28年度事業報告書、指定管理業務についての説明を求めた。

監査の結果、笠間市と笠間工芸の丘株式会社との間で締結した「笠間工芸の丘の管理運営に関する基本協定書」に定めるところに従って適正に管理、運営が行われているものと認められた。

#### (6) 今後の方向

平成28年度の事業収支は黒字であったが、年間延利用人数が減少している。経営基盤を確立させるためにも、通年で安定した利用者を獲得し、安定した収益が得られるよう努められたい。

リピーターや新規利用者を獲得するためにも、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やメディアの有効活用を図るなど、さらなる広報活動や情報発信に努められたい。

開設後20年以上が経過し、施設、各設備、備品等の老朽化が懸念される。今後はその適切な点検と計画的な修繕、更新に努められたい。

所管課においては、指定管理者の業務実施状況や事業報告書等を確認し、笠間の観光の情報発信地、地場産業振興のための中核施設として、その機能を十分に発揮できるよう指導されたい。